

公益社団法人新宮町シルバー人材センター 令和5年度事業計画

令和2年に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が繰り返し発出され、日々の行動が制約される生活が続いていましたが、3年を経過した現在ようやく収束に向かっていきます。

この間、全国的にシルバー会員は大きく減少しましたが、当センターは会員の皆様のご努力により着実に会員拡大を進めることができています。

理事会では、令和4年度に専門部会を立ち上げ、センターの活性化に向けた検討を行っています。令和5年度は、会員の皆様のご意見を伺いながら、できることから順次実行に移して参ります。

令和3年度から取り組んでいる適正就業については、4年間の経過措置を設けて段階的に進めているところです。令和4年度には就業希望のアンケートの際、すべての就業先を開示（見える化）したことから、会員の皆さんの理解が進んでいます。シルバーは公平な就業の場を提供するところですから、令和5年度も適正就業の取組を着実に推し進め、会員の皆さんの不公平感の解消に努めて参ります。

令和5年10月からインボイス制度が始まります。会員が受け取っている配分金には消費税が含まれていますが、会員の皆さんは免税事業者であるため、消費税を納税する義務はありません。

しかし、インボイス制度の開始により、センターは売上から皆さんに支払った消費税が控除されなくなるため、センターの消費税納税額が増加することになります。この消費税相当額については、利用料の値上げにより発注者にご負担をお願いする方針です。免税事業者である会員には影響がありませんので、会員の皆さんは従来どおり安心して就業してください。

なお、派遣で就業している会員の賃金には、もともと消費税が含まれていませんので、インボイス制度の影響はありません。

（基本方針）

センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき会員が主体となって運営する組織であり、定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規定等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1. 就業開拓提供等事業

（1）受託事業

センターは、地域社会の日常生活に密着した「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を家庭、事業所、地方公共団体等から請負又は委任により有償で引き受け、これを会員に請負又は委任により提供します。会員はその仕事を完成又は事務の処理をすることによって、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取る仕組みで運営します。

令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
200人	17,000人日	100%	90,725千円

主な就業分野

- ・ 公共施設等での窓口業務、清掃作業
- ・ 町内企業等の軽作業、清掃作業
- ・ 町内企業等の緑地管理作業
- ・ 町内公園、空き地等の除草作業
- ・ 個人宅における剪定作業、除草作業
- ・ 高齢者、病弱者等を対象としての身の回りの世話や外出の付き添い等の福祉サービス
- ・ 個人宅での家事全般、引っ越し前後の室内整理および清掃等の家事援助サービス
- ・ 子供の送迎、留守番、産前産後のお手伝い、子育て中の家事援助等の育児支援サービス

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事業所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」の求人を受け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

新宮町事務所 令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率
30人	2,500人日	100%

主な就業分野

- ・ 町内企業の日直業務、伝票入力等
- ・ スーパーマーケット等の商品管理等

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

1. 普及啓発事業

センター事業への理解が得られるよう、町民及び事業所に対し、センター事業の目的と具体的な取り組み等を周知するとともに、高齢者自身のセンター事業に対する意識啓発を行う。

- ①町広報誌への掲載

- ②ホームページを活用した広報
- ③まつり新宮等イベント会場にてチラシ配布

2. 安全・適正就業推進事業

安全な就業は事業運営の基本であり、また、センターは公的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守及び適正な事業運営が求められていることから適正就業対策を推進する。

①安全就業委員会を適宜開催

- ・安全委員による作業現場のパトロールの実施
- ・センター会員の就業中等の事故について、連合会作成「安全就業ニュース」や他センターの情報等から、センターの事故防止策の策定
- ・安全講習会等の実施
- ・作業班別に作業前安全ミーティングの習慣化

②適正就業委員会を適宜開催

- ・適正就業に関するセンターの実態の把握・対応策の検討
- ・会員全員の健康診断受診の徹底及び確認

3. 相談業務

①就業相談等の実施

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、会員及び地域の高齢者に対する随時就業相談等に対応する。

②入会説明会の開催

- ・月1回第3水曜日に開催している入会説明会を継続開催
- ・女性に特化した会員拡大策を実施

4. 研修・講習事業

①会員及び地域の高齢者を対象に、センターでの就業に必要な技能講習等を実施し、実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供及び会員拡大に繋げる。

②既会員のスキルアップに役立ち生きがいを覚えるような体験型講習を実施することで、既会員の活性化を図り、既会員の口コミから会員獲得に繋げる。

③PC等の操作等に不慣れな会員に対して操作説明会を開催することで、操作手順や理解を深めデジタル環境の活用を支援する。

5. 調査研究事業

①理事長等による企業訪問の実施

- ・既契約企業を訪問し、シルバー事業の理解に対するお礼、会員の就業状況を把握するとともに就業拡大の働きかけ及び情報収集を行う。
- ・町内の既契約企業以外の新規企業を訪問し、シルバー事業の説明と新規就業の開拓及び情報収集を行う。

②センターを紹介する広報媒体の制作及び配布

センターを紹介する広報媒体を制作・配布することで、会員拡大、新規就業先の開拓に繋げる。